

# 二之江中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日  
江戸川区立二之江中学校  
校長 千野 裕 司

## I はじめに

今日、いじめを背景として中学生が自らの命を絶つという痛ましい事件が各地で発生している。このことは、極めて残念であり学校をはじめ家庭・地域でも深刻に受け止めていかなくてはならない。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要である。また、関係機関や地域之力も積極的に取り込むことも必要である。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

## II いじめの定義と具体例

### 1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、一定の人間関係にある他の児童等から、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受けたことにより、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

### 2 いじめの具体例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNS や掲示板など学校外での誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## III いじめの理解

### 1 いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの

2 暴力を伴わないいじめ(仲間はず、無視・陰口)は、多くの子どもが入れ替わり被害や加害を経験している(平成25年国立教育政策研究所調査結果)

3 いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在である

## IV いじめ防止の基本的な考え方

### 1 いじめの防止

- ・いじめの問題の克服は、未然防止の観点が重要
- ・学校の教育活動全体を通じて、「いじめは決して許されない」ことを指導する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともにストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・すべての生徒が自尊感情や自己肯定感を感じられる学校生活をつくる
- ・家庭や地域と一体となって取り組む

### 2 いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見は、解決に向けた迅速な対応の前提となる
- ・すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に二気づく力を高める
- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもつ
- ・いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する

### 3 いじめへの対応

- ・いじめを確認した場合、ただちに生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する
- ・いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する
- ・組織的に対応する
- ・事実を確認し、家族や江川区教育委員会に報告するとともに、事案に応じて関係機関と連携する

### 4 地域や家庭との連携

- ・社会全体で子どもたちを見守り、子どもたちの健やかな成長を関係者の共通の願いとし連携を推進する

### 5 関係機関との連携

- ・いじめの解決が困難な場合には、学校問題解決サポートセンター、関係警察署、関係児童相談所。医療機関、法務局等と適切に連携する。

## V いじめ防止の基本方針

- 1 全教育活動を通して、あらゆる偏見や差別をなくすための人権教育を推進する
- 2 豊かな情操と道徳心を培う教育を推進する
- 3 挨拶を交わし合い、礼儀を大切にし、人との交流の能力の素地を養う

## VI いじめ防止のため目指す学校像

- 1 生徒が自ら考えながら学び、確かな学力や豊かな情操を身に付けさせる学校
- 2 生徒の自尊感情・自己肯定感を育み、多くの人との交流を深め、自他ともに助け合える学校

### 3 生徒一人一人が充実感・満足感を体感することができる学校

## VII いじめ防止のため目指す学校像

- 1 夢を追い求め、自ら考え、判断し、行動できる生徒
- 2 心身共に健康で、命を大切にし、自他を大切にする生徒
- 3 豊かな情操を持ち、人との関わりを大切にし、社会性のある生徒

## VIII いじめ防止のための目指す教師像

- 1 生徒の自己実現のために、とことん面倒をみて、やさしさと厳しさを持って指導する教師
- 2 教科指導と生活指導に常に工夫改善するなど資質向上を図り、しっかり指導する教師
- 3 生徒や保護者の悩みや心の痛みが共感でき寄り添える教師

## IX いじめ防止及びいじめ発生時の具体的取組及び対応

### 1 いじめ防止の取組

- (1) 校長の指示のもと、副校長及び主幹教諭、主任教諭を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置し定期的な会議を実施するとともに、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。また、各学期に1回は、外部の専門家などに組織の一員として参加していただき、助言を得る。

いじめ防止対策委員会において、生徒や保護者アンケートを作成・分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。

- (2) 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー(SC)を中心とした教育相談体制を充実させ早期発見、早期解決することを基本とし、重大事態とならない体制を構築する。

好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し、教育相談や教育支援機能を充実させるために、毎週の生活指導連絡会を開催しながら特別支援教育コーディネーターを中心に、SCと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上を目指し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

- (3) 専門的な知識を有する方を講師とし、教師一人一人が自己研鑽し、プログラム能力を身に付けさせ、いじめ防止に対処させる。

- (4) 生徒会を中心に、生徒の主体的なルール作り等に取り組ませ、いじめの防止に努める。生徒会によるキャンペーン等を実践させ、望ましい集団づくりに努める。

- (5) 学校としての取組

生徒と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をすると共に、道徳の時間を中心とした全教育活動において基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。

生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、自己肯定感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫させる。また、問題行動の指導に

あたっては、「焦らず、あきらめず、悔らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに粘り強く愛情をもって指導する。

職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うと共に、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。

- (6) 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。保護者会等で学校の姿勢・取組を説明し、保護者や地域の方と協力し合い、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
- (7) 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。

## 2 いじめ発生時の対応

### (1) いじめられた生徒への対応

生徒や保護者のアンケート、本人の訴え、教職員に観察などから、いじめと確認された場合は、校長の指示のもと、生活指導主任を中心とした「いじめ対策特別委員会」を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をとる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員が情報を共有し、全教職員でサポートチームを構築し、必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い。安心して学校生活を送れるようサポート体制を確保する。
- ・緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- ・家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- ・江戸川区教育委員会に事実関係を報告する。

### (2) いじめた生徒への対応

- ・事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的な指導を通して、相手の思いや自己の行為とその問題点を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りを支援する。
- ・家庭に連絡し、事実説明や指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を共有し今後の指導に活かす。

### (3) 学校としての取組

- ・いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等に改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- ・学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ・学校公開や意見交換会等を実施し、保護者や地域の方との課題を共有し、地域ネットワークを活用して、いじめのない学校にする。

### 3 重大事態発生時の留意事項

#### (1) 重大事態の意味

ア 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

#### (2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した際には、直ちに江戸川区教育委員会に報告する。

#### (3) 重大事態の調査

ア 重大事態が発生した場合は、区教育委員会の指導・助言を仰ぎ、臨床心理士やスクールカウンセラー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織「緊急いじめ対策特別委員会」を設置し調査する。

イ 全校生徒及び保護者に対するアンケート等を行い、事実関係を把握し、緊急いじめ対策特別委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

イ 全校生徒及び保護者に対するアンケート等を行い、事実関係を把握し、緊急いじめ対策特別委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

(4) いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査によって学校が得た情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

(5) 調査結果を江戸川区教育委員会に報告する。

(6) 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。